



「新潟県・儀明の棚田」

TAINS だより春号をお届けします。

今年も確定申告期が終了いたしました。様々な税務支援に従事された会員も多かったことと思います。

今後も各单位会に赴き、研修会で新しい TAINS の PR にお伺いする機会が増えると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

TAINS は皆様の税理士業務により役立つように改良を重ねてまいります。たくさんのご意見をお待ちしておりますと共に、皆様方より一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



しょー君
(消費税担当)



もろる君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



とこる君
(所得税担当)

TAINS キャラクターズ

Contents / 目次

2025 春号

VOL31 No.242

- 特別寄稿 ————— 2
令和7年度税制改正のあらまし
東京税理士会 中島 孝一
- メールニュース (2025年1月~2025年3月収録) — 14
- japlic書式集の紹介 ————— 19
- 判例を読み解くTAINS講座 ————— 20
- DB収録情報、会員数 ————— 21

令和7年度税制改正のあらまし

東京税理士会 中島 孝一

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設が行われるとともに、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられた。

また、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制等が拡充された。

さらに、国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置・グローバル・ミニマム課税の法制化・外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われたが、改正のあらましは次のとおりである。

までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、さらに、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減する仕組みが導入され、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年から適用される。

財務省資料

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応（案）

- ・ デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- ・ 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- ・ 最後の基礎控除引上げ（平成7年）からの消費者物価指数等の物価動向を勘案
- ・ 現行の最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、**最高58万円**に。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- ・ 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応
- ・ 最低保障額を現行の55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- ・ 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
- ・ 大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。
 - 子の給与収入が、150万円以下→63万円
 - 子の給与収入が、150万円超 →控除額が段階的に逦減

[1] 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。

こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額が改正前の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げられた。

給与所得控除については、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を改正前の55万円から65万円に10万円引き上げられた。

また、19歳から22歳までの大学生年代の子等合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）

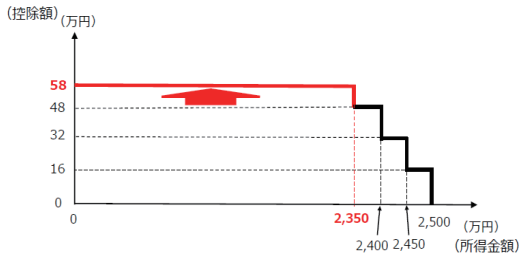
(1) 基礎控除の引上げと基礎控除の特例の創設

① 所得税法における基礎控除の引上げ

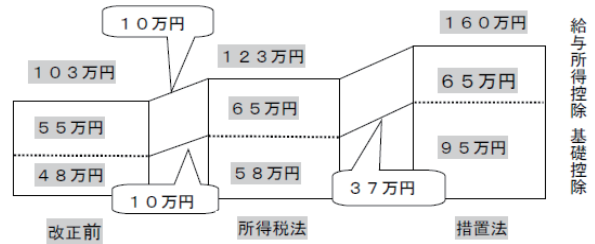
所得税法では、基礎控除について合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ、引き上げの結果、基礎控除の額は次のようになった（所法86他）。

- イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人58万円
- ロ 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人48万円
- ハ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人32万円
- ニ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人16万円

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用される。なお、給与等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用される。



< 「103万円の壁」の引上げ ⇒ 123万円 ⇒ 160万円 >



② 措置法における基礎控除の特例の創設

租税特別措置法において、令和7年分以後の各年分の所得税に係る合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合における上記①に規定する基礎控除の額は、上記①の規定にかかわらず、次のイ・ロに掲げる年分の合計所得金額の区分に応じ、それぞれに定める金額を加算した額とすることになった（措法41の16の2）。

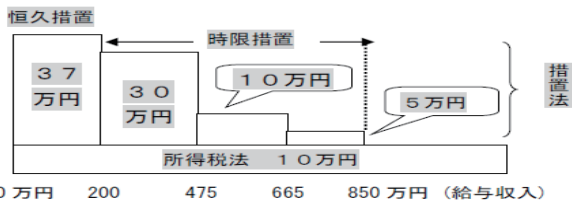
イ 令和7年分及び令和8年分（時限措置）

➡ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

その年分の所得税に係る合計所得金額	基礎控除の加算額
132万円（給与収入200万円）以下である場合	37万円
132万円（給与収入200万円）を超え 336万円（給与収入475万円）以下である場合	30万円
336万円（給与収入475万円）を超え 489万円（給与収入665万円）以下である場合	10万円
489万円（給与収入665万円）を超える場合	5万円

ロ 令和9年分以後の各年分（恒久措置） ➡ 37万円

基礎控除の特例（恒久措置と時限措置） >



③ ①と②の関係

所得税法では上記①により、いわゆる「年収の壁」を103万円から123万円に引き上げたが、更に上記②において租税特別措置法で基礎控除の特例として年収制限を設けたうえで、「年収の壁」が160万円に引き上げられた。

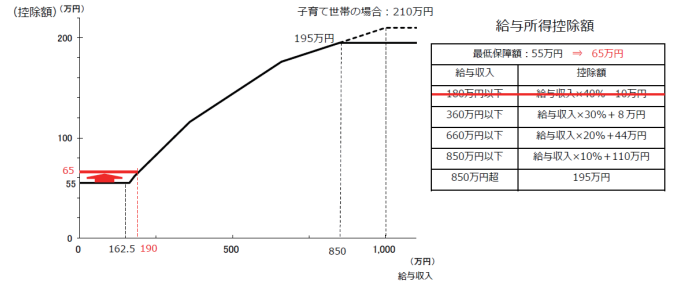
したがって、令和7年度税制改正では、所得税法において基礎控除の額が10万円引き上げられたが、更に租税特別措置法で基礎控除の特例を設けて基礎控除の額を上乗せする構成になった。

(2) 給与所得控除の最低保証額の引上げ

物価上昇への対応とともに就業調整にも対応する観点から、給与所得控除について55万円の最低保障額が65万円に引き上げられた（所法28、別表2～5）。

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されるが、給与等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等から適用される。

引上げのイメージ



(3) 特定親族特別控除の創設

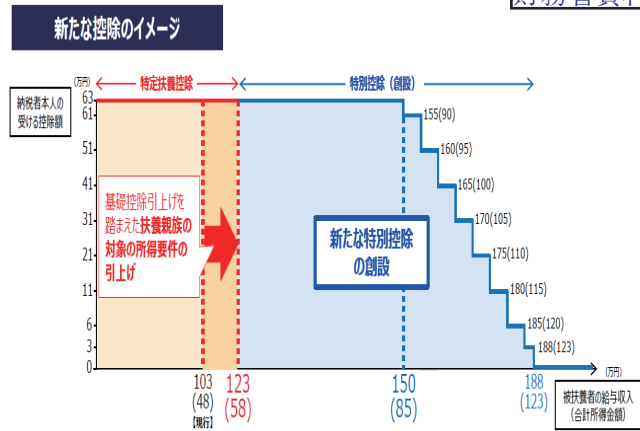
大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があることを踏まえ、年齢19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）以下は、親等が特定扶養親族と同額（63万円）の所得控除が受けられることになった。

また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも、下表のように親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みが導入された（所法84の2）。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されるが、給与等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等から適用される。

財務省資料



(4) 上記(1)から(3)までの改正に伴う所要の措置

上記(1)から(3)までの改正に伴い、次の①から④の引き上げが行われた(所法2)。

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下(改正前:48万円以下)に引き上げられた。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下(改正前:48万円以下)に引き上げられた。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下(改正前:75万円以下)に引き上げられた。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられた。

上記①から④の改正は、令和7年分以後の所得税について適用される。

(5) 所得税等の改正に伴う個人住民税の見直し

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、給与所得控除の見直し・大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引き上げについて対応することとされたが、基礎控除額の引き上げは行われていない。

上記の改正は、令和8年度分の個人住民税から適用される。

2 子育て支援に関する政策税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控

除について、次の措置が講じられた(措法41)。

- ① 特例対象個人(下表の(注)参照)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」という)をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を下表とおりとして本特例の適用ができることとされた。
- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用されることになった。

財務省資料

〔改正前(令和7年入居)〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

〔改正後(令和7年入居に限る)〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ	
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(注) 子育て世帯等: 18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人がその者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事(下表参照)をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円が限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとされた(措法41の19の3)。

財務省資料

〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る。)

※ 子育て世帯等: 18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

(3) 生命保険料控除の拡充

生命保険料控除について、次の①から③の見直しが行われた（措法 41 の 15 の 5）。

- ① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、個人が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8 年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算が下表ようになる。
- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は 6 万円（改正前：4 万円）に引き上げられた。
- ③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しが行われる。

なお、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とされる（改正前と同じ）。

財務省資料

〔現行〕

新生命保険料	一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	4万円	4万円	4万円	12万円

〔拡充案〕

新生命保険料	一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	子育て世帯 6万円	4万円	4万円	12万円
	それ以外	4万円	4万円	12万円

（注）子育て世帯：23歳未満の扶養親族を有する者

3 エンジェル税制の拡充

(1) 再投資期間に対する課題

令和 5 年度税制改正により、株式譲渡益を元手にしたスタートアップへの再投資等に対する非課税措置が創設されたが、再投資等に対する優遇措置の適用を受けるためには、株式譲渡益発生年内（最大 1 年間）にスタートアップへの再投資を行う必要があったが、最大 1 年間という再投資期間では新たな再投資先を見つけることは困難であるという課題があった。

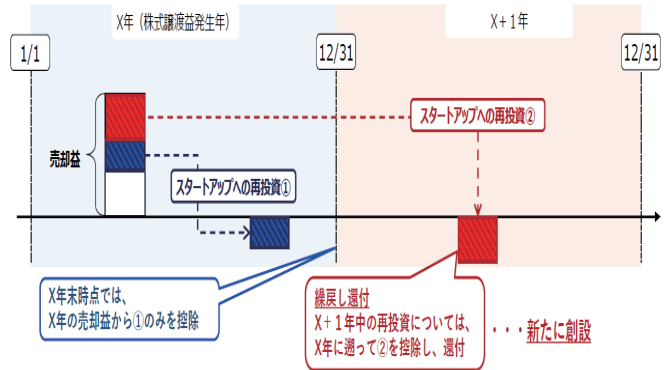
(2) 課題の解消策として繰戻し還付制度の創設

令和 7 年度税制改正により、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資等を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度が創設され、再投資期間が延長された（措法 37 の 13・37 の 13 の 2）。

なお、上記の措置は、その年の前年分の確定申告書に、一定の株式会社等により発行される特定

株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、その提出期限までに提出している等の要件を満たす場合に限り、適用できることとされた。

財務省資料



4 NISA制度の利便性の向上等

NISA制度の口座数が飛躍的に増加し、貯蓄から投資への流れが加速している状況を一層着実なものとし、「資産運用立国」の取り組みを後押しするため、次の見直しなどが行われた（措法 37 の 14）。

(1) つみたて投資枠におけるETFの最小取引単位の見直し

NISA制度のつみたて投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位の見直しを通じ、投資初心者に適した指数連動型のETFを購入しやすい環境に整備された。

(2) 口座開設 10 年後の所在地確認の廃止

NISA口座の開設後 10 年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認について、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討が行われる。

(3) 金融機関変更時の即日買付

金融機関変更時の即日買付を可能とするなど、NISA制度の更なる利便性向上のための取組みが進められる。

5 法人課税信託に係る所得税の課税の適正化

(1) 改正の背景

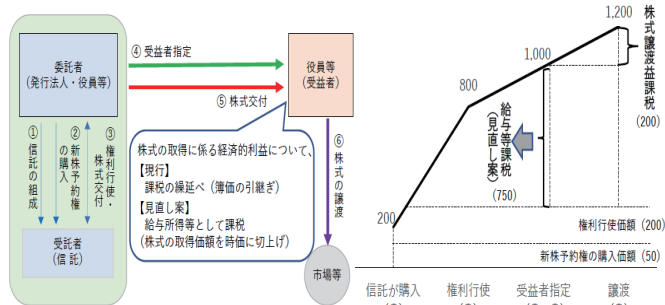
受益者等の存しない信託（法人課税信託）について、受益者等が指定され、法人課税信託に該当しないこととなった場合には、受益者等は受託法人から信託財産に属する株式の帳簿価額を引き継

ぐこととされていたことから、株式の譲渡時まで課税が繰延べされるとともに、分離課税の適用が可能となっていた（下図の左欄参照）。

(2) 改正の内容

上記の「株式の譲渡時まで課税が繰延べされるとともに、分離課税の適用が可能」な課題を解消するため、受益者等が指定され法人課税信託に該当しなくなったときに、受益者等のその株式の取得に係る経済的利益について給与所得等として課税（発行法人が源泉徴収）を行うことになり、その受益者等は那时的価額によりその株式を取得したものとされることになった（下図の右欄参照）（所法67の3）。

自民党税制調査会資料を加工



6 給与収入が高い年金受給者の合計所得金額の調整

(1) 改正の背景

年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点からは是正が求められていた。

(2) 在職老齢年金制度の概要

在職老齢年金制度とは、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、被保険者として保険料の負担を求めるとともに、年金給付を停止する仕組みをいう。

(3) 改正の内容

年金制度改革の中で在職老齢年金制度の見直しが検討されているが、在職老齢年金支給停止調整額の引き上げが行われると、給与収入を得つつ多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

こうした状況を踏まえ、公平性の確保に向けた第一歩として、公的年金について、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合には、公的年金収入が増加する者にはその年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、見直しによって年金収入に変化がない者については影響が生じない形で、税負担額の調整が行われる。

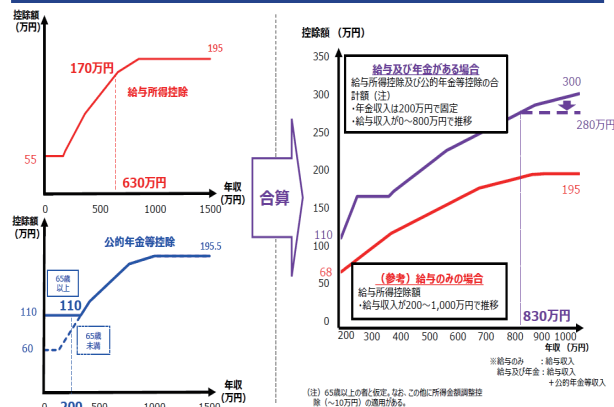
具体的には、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とすることとし、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、令和8年度税制改正において法制化が行われる。

財務省資料

給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整（案）

- 給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする
- 在職老齢年金制度の見直しの帰趨を確認した上で、令和8年度税制改正において法制化する

公的年金収入が標準的な年金額（基礎年金：80万円、報酬比例部分：120万円）の場合の例



7 企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

(1) 改正の背景

現役世代の働き方・ライフコースが多様化しており、企業年金・個人年金を取り巻く環境は変化しているが、高齢期の長期化と就労の拡大等を踏まえ、企業年金・個人年金における役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、拠出限度額の引き上げや加入可能年齢の引き上げを含めた企業年金・個人年金の制度改正について社会保障審議会において議論が行われており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずることが要望されていた。

(2) 改正の内容

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、2号被保険者（会社員等）

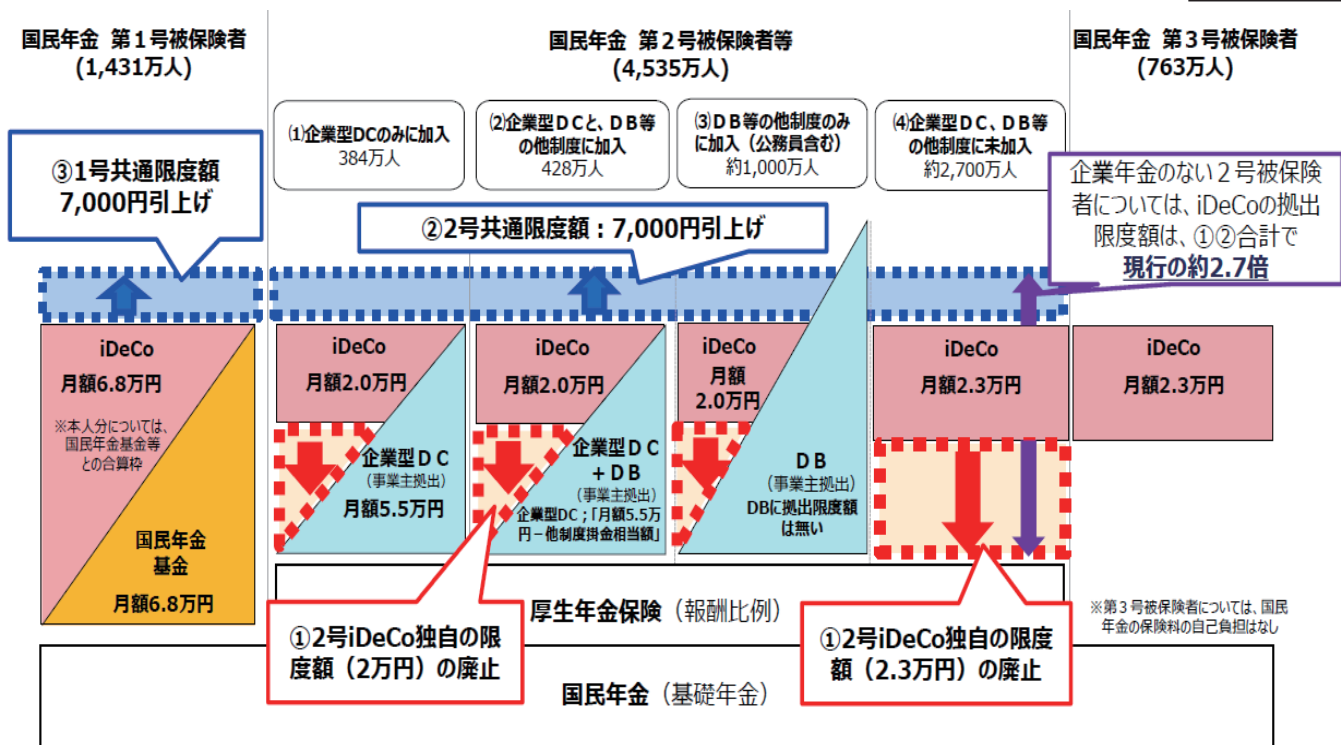
について IDeCo 独自の限度額を廃止し、企業年金の拠出額との合計に対する共通限度額に一本化されることになった。

そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの金上昇率を勘案し、2号の共通拠出限度額につて、5.5万円から6.2万円に引き上げられる。IDeCoに

よる支援が最も必要となる企業年金のない2号被保険者は、IDeCoの拠出限度額が年間で改正前の約2.7倍の約75万円になる。

また、1号共通限度額は、2号との公平性の観点から、2号と同額の引き上げが行われる。

財務省資料



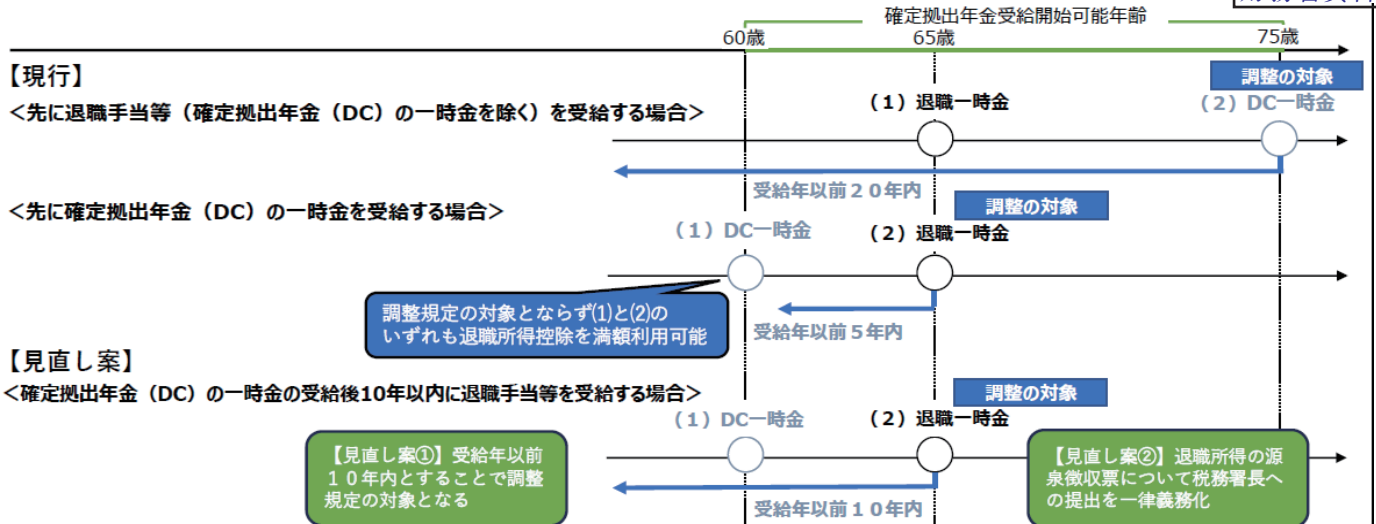
8 退職所得控除の調整規定の延長

定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、課税の公平性の観点から、その者が既に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給している場合には、重複排除に係る調整期間の原則である「支払

を受けた年以前5年以内」を適正執行も考慮して「支払を受けた年以前10年以内」に延長されることになった。

上記の見直しは、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。

財務省資料



9 退職所得に係る源泉徴収票の提出範囲の拡大

上記8の改正に伴い、退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての個人（改正前：退職手当等の支払をする法人の役員である個人）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しな

ければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しが行われる。

上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用される。

[2] 資産課税

1 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長された（措法70の2の3）。

2 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度及び山林に係る相続税の納税猶予制度の見直し

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受け

ることができる事由に、介護医療院へ入所したことが加えられた（措法70の4他、70の6他、70の6の6）。

3 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度の見直し

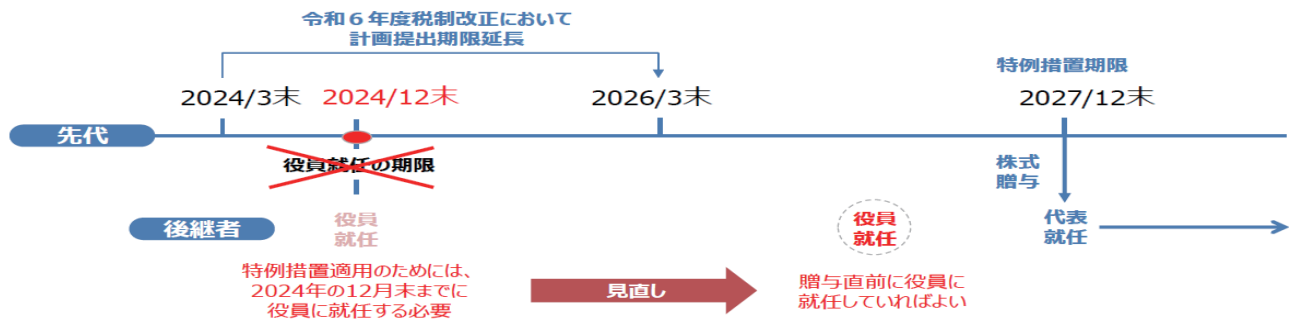
非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされた（措法70の7の5）。

上記の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

経済産業省資料

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

[3] 法人課税

1 中小法人等の軽減税率の特例の延長及び見直し

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の①・②の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長された（措法42の3の2）。

- ① 所得金額が年10億円を超える事業年度について、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられた。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人が除外された。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

経済産業省資料

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率	租税税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	17%

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

2 中小企業投資促進税制の延長及び拡充

中小企業投資促進税制について、関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、その適用期限が2年延長された（措法42の6）。

3 中小企業経営強化税制の延長及び拡充

(1) 改正の背景

中小企業は、雇用の7割を抱えるわが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠であるが、小規模事業者やスタートアップ企業、さらには地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有する企業など様々な態様がある。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。

そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充して対象設備に建物が加えられた。

(2) 改正の内容

成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるようにするため、次の見直しが行われた（措法42の12の4）。

- ① 適用期限が、2年間延長（令和8年度末（2026年度末）まで）された。
- ② 改正前の措置について、C類型は廃止・A類型及びB類型は指標の見直しが行われた。
- ③ 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加された。
- ④ 建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して25%以上増加した場合には、特別償却15%又は税額控除1%、50%以上増加した場合には、特別償却25%又は税額控除2%が適用される。

経済産業省資料

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たりの生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 償上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

4 地域未来投資促進税制の延長及び拡充

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置が講じられた上、その適用期限が3年延長された（措法42の11の2）。

(1) 10億円以上の設備投資を対象に追加

特別償却率を50%・税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、一定の設備投資が追加された。

(2) 特別償却率の引下げ

機械装置及び器具備品の特別償却率が35%（改正前：40%）に引き下げられた。

(3) 投資規模要件の引上げ

特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件が1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられた。

(4) 主務大臣の確認要件の見直し

承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、一定の見直しが行われた。

5 企業版ふるさと納税の延長及び見直し

(1) 改正の背景

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換することが求められている。

そのため、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限が延長されることになった。

地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることを踏まえ（令和5年11月22日・福島県の国見町）、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しを行い、その効果検証を行うため適用期限が3年延長された。

総務省資料

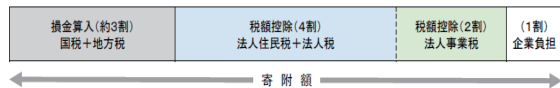
制度概要

○ 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額を控除。

○ 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっている。

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）。
※ 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除（寄附額の1割等が上限）。
- ② 法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）。

（税負担軽減のイメージ）



(2) 改正の内容

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、制度改善策（下図①から③）が講じられることを前提に、その適用期限が3年延長された。

総務省資料

○ 企業版ふるさと納税について、特例措置の適用期限を3年延長する（令和9年度末まで）。

○ 地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生していることを踏まえ、制度の健全な発展に向けて、制度改善策を講ずる。

- 【制度改善策】① 寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体におけるチェック機能の強化
- ② 寄附活用事業の実施状況の透明化
- ③ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間の創設（2年間） 等

6 リース会計基準の変更に伴う所要の措置

リースに関する取引について、次のとおり整備が行われた。

(1) オペレーティング・リース取引による支払リース料等の損金算入

法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。

(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止及び経過措置

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が、廃止された（旧法63）。

なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る）により収益の額及び費用の額を計算することができることとする。令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置が講じられた。

[4] 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

(1) 税制措置の背景

財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省から既往の閣議決定にある措置の実施による財源の確保が要望されていた。

(2) 防衛特別法人税の創設

令和8年4月1日以後に開始する法人の各事業年度の所得に対する法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として防衛特別法人税が課されることになったが、課税標準となる法人税額から500万円が控除される。

したがって、各事業年度の所得に対する法人税

額が500万円以下の法人は、防衛特別法人税額が課されないことになる。

(3) 所得税

所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討が行われる。

(4) たばこ税

令和8年4月から実施する加熱式たばこの課税の適用化については、消費者への影響に鑑み、2段階（令和8年4月及び令和8年10月）で実施される。

また、国のたばこ税率は、令和9年4月・令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本、引き上げられる。

[5] 消費課税

1 外国人旅行者向け免税制度の見直し

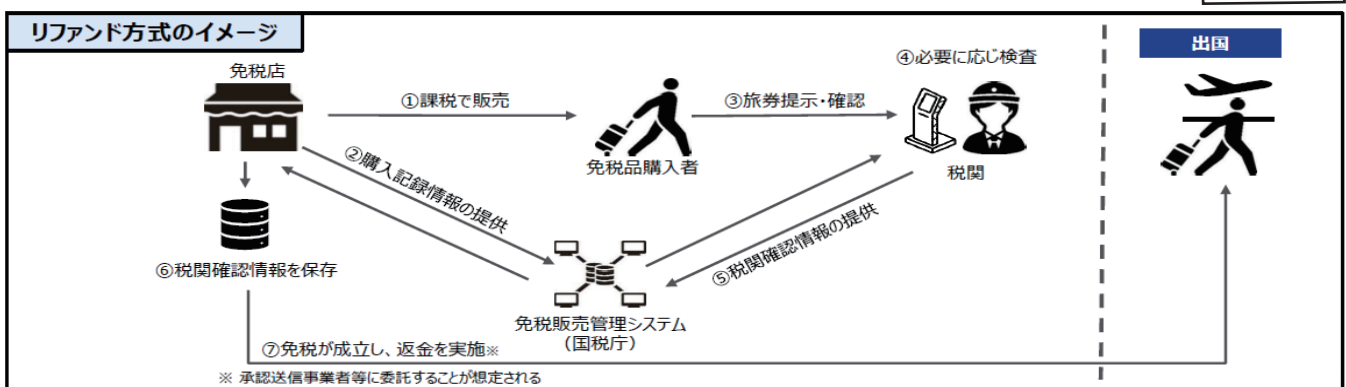
消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直すことになった（消法8、27、65）。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消

費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置が講じられる。

また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において業界団体等とも連携しつつ周知・広報が行われる。

財務省資料



2 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化の検討

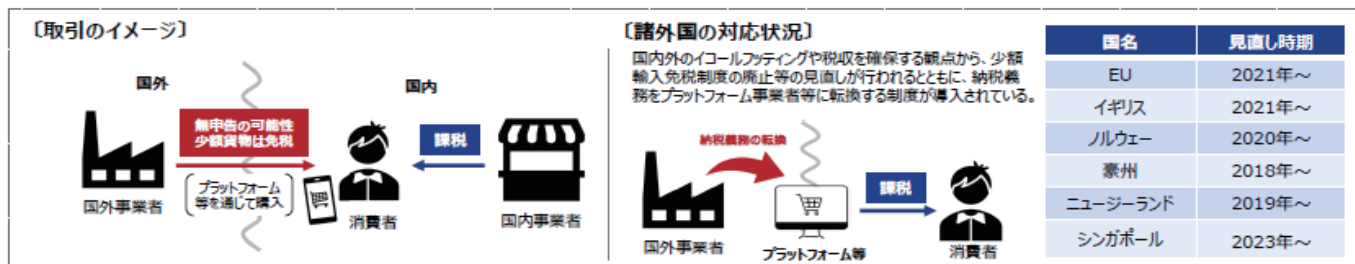
近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の

確保に課題が生じている。

こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討が行われる。

国境を越えた電子商取引の拡大について

- **近年、物品販売に係る電子商取引が大きく伸びており、特に国外事業者からの個人輸入による購入が急増している。特に、消費税等が免除される少額貨物**（課税価格1万円以下）の輸入件数は、直近5年間で5倍近く拡大し、現在、1億件を超えている状況。国境を超えた電子商取引が拡大する中、**多くの無申告が生じている可能性や国内外の事業者間における競争上の不均衡が生じているおそれ。**
- **諸外国においては、国内外のイコールフットイングや税収を確保する観点から、付加価値税について少額輸入免税制度の廃止等の見直しを行うとともに、納税義務をプラットフォーム事業者等に転換する制度を導入するなど、見直しが進められている。**



[6] 納税環境整備

1 電子帳簿等保存制度の見直

(1) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の緩和

申告所得税・法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という）の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が一定の要件を満たしている場合におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置が講じられた。

(2) 所得税の青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件

上記(1)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記(1)の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとするを可能とするほか、所要の措置が講じられた（措法 25 の 2）。

なお、上記(1)の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用される。

財務省資料

【改正案（令和9年1月1日以後適用）】

○ 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の要件（注2、3）	
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと） 【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと 【電子帳簿との相互関連性確保】

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。
（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見逃可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。
（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】

※ 国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要

【青色申告特別控除の概要】	
正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①優良な電子帳簿の保存又は②電子申告をしている者
控除額	55万円 → 65万円

【改正案（令和9年1月1日以後適用）】

○ 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。

2 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう、次の措置が講じられた。

(1) 電子送付希望の申出者に対し eLTAX を経由して通知事項の提供

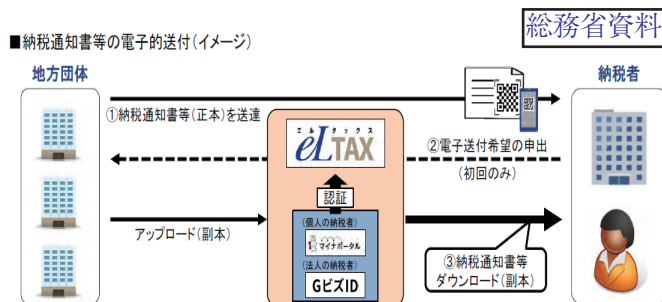
納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAX を経由し当該申出をした者に提供することができることとされた。

(2) 次回以降は申出不要

過去に上記 (1) の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体

は当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAX を経由し当該者に提供することができることとされた。

上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用される。



3 法人税に関して閲覧等できる関係書類の範囲の拡大

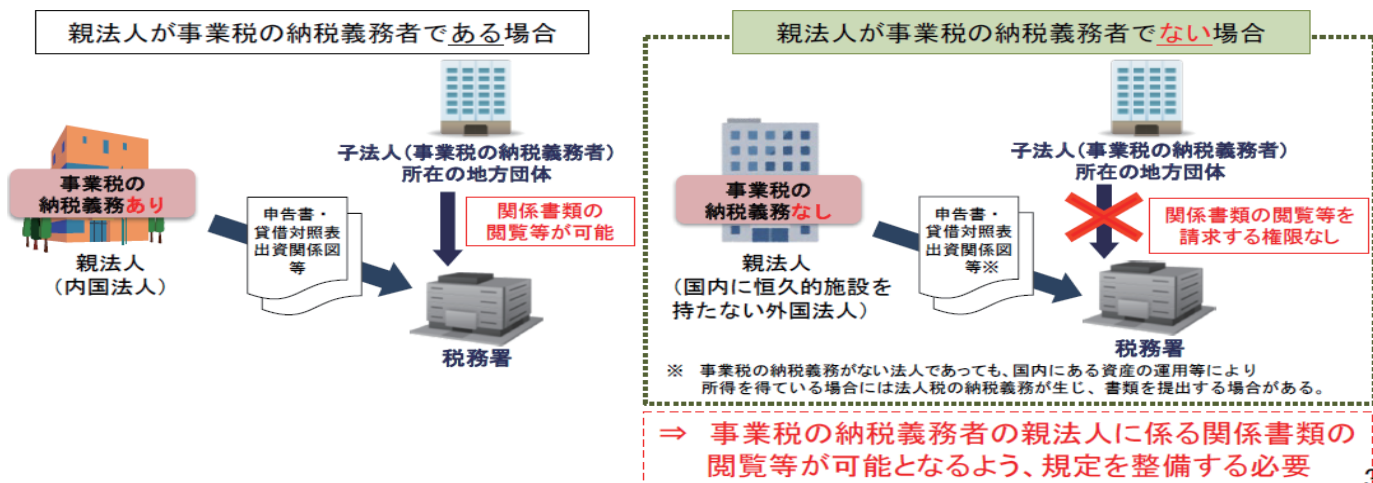
令和6年度税制改正により、外形標準課税の適用対象法人が見直されたことに伴い、地方公共団体が法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税

に関する関係書類の範囲に、国内に恒久的施設を持たない外国法人であって事業税の納税義務者との間に完全支配関係があると認められる者に係る関係書類が追加された。

上記の改正は、令和8年4月1日から施行される。

自民党税制調査会資料

- 令和6年度税制改正により、特定法人（払込資本の額が50億円超の法人等）の100%子法人等が外形標準課税の対象に追加される。本改正により、課税庁では事業税の納税義務者の親法人が特定法人に該当するか否かの判定に当たって、親法人に係る関係書類（貸借対照表や出資関係図等）の確認が必要になる場面が想定される。
- 現行法では、地方団体は税務署に対して、事業税の納税義務がある法人に係る関係書類の閲覧等を請求できる一方で、親法人が国内に恒久的施設を持たない外国法人である場合には、事業税の納税義務がなく、関係書類の閲覧等を請求することができない。そのため、上記の場合でも親法人に係る関係書類について、地方団体が閲覧等を請求できるよう、法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に係る規定の整備を行う。



TAINSメールニュース No.704 2025.01.09

特定口座内で譲渡した上場株式の取得費を概算取得費とすることはできない!

(令06-04-22 公表裁決 棄却 J135-2-03)

請求人は、源泉徴収選択口座である特定口座内で保有していた上場株式等の一部を譲渡しましたが、その譲渡した上場株式等の取得費について、実際の取得価額に基づく金額と概算取得費との差額に相当する金額を特定口座年間取引報告書に記載された金額に加算して確定申告をしたところ、納税者が申告するに当たり概算取得費とすることはできないとして更正処分等を受けた事案です。

争点は、源泉徴収選択口座である本件特定口座内で保有していた本件譲渡株式の譲渡所得の金額を申告するに当たり、概算取得費を本件譲渡株式の譲渡所得に係る取得費とすることが可能か否かです。

審判所は、次のように判断し、請求人の主張を棄却しました。

特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は、上場株式等の特定口座への受入れに係る記録を基礎として金融商品取引業者等が固有の計算方法により一元的に計算することが予定されている。措置法通達37の11の3-14が、概算取得費による取得費を認める旨を定めた措置法通達37の10・37の11共-13《株式等の取得価額》を準用していないのは、特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算に当たり、概算取得費を取得費とすることを認めない趣旨であると解すべきであるから、納税者が源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額を申告するに当たり、概算取得費を取得費とすることはできない。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 J135-2-03

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.705 2025.01.16

課税仕入れの日～完了検査が合格したときに所有権が移転し、引渡し完了～

(令01-06-10 非公開裁決 全部取消し FO-5-383)

平成29年3月31日課税期間において、請求人とA社の契約により、A社が、同月21日及び同月23日に、旧変圧器と新変圧器の交換、据付けを行い、取り外した旧変圧器を同年5月20日に廃棄処分をしました。

本件支払対価の額が、本件課税期間の課税仕入れの額に含まれるか否かが争われた事案です。審判所は、次のとおり判断し、処分の全部を取り消しました。

契約書等には、産業廃棄物に関する条項等はなく、当審判所の調査によっても、請求人がA社から運搬終了後に管理票の写しの送付を受けた事実は認められない。

請求人がA社に対して旧変圧器の搬出を委託したとは認められず、旧変圧器の搬出は、A社が、本件契約における発

生品等の無償引取りに基づき履行したものと認められ、対価性がないことから、本件支払対価の額には旧変圧器の搬出に係る費用が含まれていないと認められる。

本件条項において、A社が契約書記載の物品を納入場所において請求人に納入し、完了検査に合格したときに、物品の所有権はA社から請求人に移転し、同時にその物品は請求人に対して引き渡されたものとするがされている。検査員は、平成29年3月30日に契約に係る完了検査を実施し合格としている。

そうすると、請求人は、同日、A社から本件資産等を譲り受け、A社が対価を得て行った役務の提供の全てを受けたものとなる。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 FO-5-383

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.706 2025.01.23

台風によるマンションの価値の減少」に雑損控除の規定は適用されません!

(令06-01-23 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2678)

マンションの一室を所有する原告は、台風により同マンションの価値が減少したことによる損失(被災直前の時価から被災直後の時価を控除した984万円)が生じたとして、雑損控除の規定を適用して令和元年分の所得税等に係る確定申告をしたところ、川崎北税務署長から雑損控除の適用はないことを理由に更正処分を受けました。本件マンションは、台風により、り災場所を「地下発電設備」とし、住家等の被害を「非住家浸水」とする被害を受けています。

東京地裁は、次のように判示して、原告の請求を棄却しました。

所得税法72条(雑損控除)1項の「損失」とは、通常、再取得又は修繕等を行うことにより原状回復が可能である物

理的損害をいい、物理的な被害から直接生じたものではない損失は「損失」に当たらないと解するのが相当である。

本件マンションについて、「資産について受けた損失の金額」と災害関連支出の金額の合計額は、最大でも3億2665万円であり、ここから保険金等補填金額である3億3333万円を差し引くと、その金額は零円を下回る。そして、被災設備等は共用部分に該当し、原告の持分に係る雑損控除対象損失金額も零円を下回る上、原告専有部分には台風による物理的な被害があったとは認められないから、原告に雑損控除対象損失金額が生じたとは認められない。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2678

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.707 2025.01.30

課税期間の初日を誤った確定申告書はその課税期間の申告書ではない!

(令03-03-17 非公開裁決 全部取消し F0-5-340)

納税者が、輸出物品販売場における物品の販売について、消費税等の確定申告をしたところ、原処分庁から更正処分等を受けた事案です。

審判所は、以下のとおり、納税者が提出した申告書は、国税通則法第24条《更正》に規定する申告書に当たらないとして、更正処分及び重加算税の賦課決定処分等の全部を取り消しました。

本件課税期間は、平成30年1月7日から同年3月31日までの期間であるところ、本件申告書には、課税期間の初日の年月日を〇〇〇〇〇〇〇〇、末日の年月日を平成30年3月31日と記載されているから、本件申告書に記載された課税期間が本件課税期間に該当するものでないことは明らかである。ま

た、本件申告書のその他の記載をみても、課税標準額及び消費税等の還付金の額に相当する税額は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から平成30年3月31日までの期間における課税資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額に基づき算出されたものであから、請求人が本件課税期間の申告書を作成しようとする意図の下で課税期間の初日の表記を単に誤ったものということではできないし、請求人が本件申告書の提出後にその記載内容を訂正したとの事情も本件課税期間の申告書を提出したとの事情も存在しない。したがって、本件申告書に表示されたところから判断すると、これを本件課税期間の申告書ということではできないから、通則法第24条に規定する「納税申告書の提出」があったとは認められない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-5-340

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.708 2025.02.06

機械装置の取得時期／売買契約ではなく請負契約による「取得」と判断!

(令05-03-09 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2651)

プラスチック製品のパレットの製造等を行う原告は、B社との間で、射出成形機及び制御装置(本件各機械装置)の導入に関する契約(本件契約)を締結し、本件各機械装置は、平成28年3月から5月の間に原告の工場に納入等されました。この事案では、原告の期末である平成28年5月31日以前に本件各機械装置を「取得」したか否かが争われました。東京地裁では、次のとおり判断し、本件契約は規格品である射出成形機及び制御装置の売買契約である旨の原告の主張を斥けました。なお、地裁の判断は控訴審でも維持され裁判は確定しました。

原告及びB社は、特殊な形成の方法によってパレット製品を量産化することを当然の前提として契約締結交渉をしていた

ものと解するのが自然であるから、原告及びB社は、平成27年9月17日、特殊な形成の方法によりパレット製品を量産化できる程度の能力を有する射出成形機及び制御装置をB社が製造し、原告がそれに報酬を支払う旨の請負契約を締結したものと認められる。

B社が、特殊な形成の方法によりパレット製品を量産化できる程度の能力を有する射出成形機及び制御装置の製造を完成させたのは、平成29年7月ないし9月であったと認められる。よって、原告が請負契約に基づいてB社から本件各機械装置の引渡しを受け、その所有権移転を受けたのは、平成29年7月ないし9月であったと認められ、原告は本件各機械装置を平成28年5月31日以前には「取得」していないということになる。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2651

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.709 2025.02.13

PGM事件／完全支配関係適格合併に、事業の移転及び継続は求められているか！

(令06-09-27 東京地裁 認容・控訴 Z888-2707)

この事案は、完全支配関係適格合併と支配関係適格合併の2段階の合併を経て休眠会社の未処理欠損金額を引き継いだA社に対し、課税庁が、法人税法132条の2の規定を適用して、法人税等更正処分等を行った事案です。

この判決で注目されている点は、組織再編税制に係る法人税法57条2項等の趣旨及び目的の判断です。先例となるTPR事件の東京高裁(Z269-13354)では、「組織再編税制は、組織再編成により資産が事業単位で移転し、組織再編成後も移転した事業が継続することを想定している」とし、「完全支配関係にある法人間の適格合併について、事業の移転及び継続を含め検討すべき」と判示していました。PGM事件の東京地裁は、それとは違う判断を示しています。

完全支配関係があり対価要件を満たす法人間の合併の場合には、基本的に、合併の前後で経済実態に実質的な変更がなく、個別の資産の売買取引との区別も問題とならないことから、支配関係適格合併及び共同事業適格合併とは異なる、より緩和された適格合併の要件があえて定められ、従業者引継要件及び事業継続要件が必要とされなかったと解する。したがって、完全支配関係適格合併の場合において、「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」が法人税法57条2項等の適用の「前提」となっていると、か、「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」がない完全支配関係適格合併に上記規定を適用することはその本来の趣旨及び目的に反するなど解することはできない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2707

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.710 2025.02.20

ふるさと納税の寄附者が受ける返礼品の経済的利益は一時所得に該当！

(令06-02-14 横浜地裁 棄却・控訴 Z888-2705)

原告は、所得税等の各申告をしたところ、所轄税務署長から、原告が地方団体(本件各団体)から取得したふるさと納税に関する各返礼品に係る経済的利益が一時所得に該当するとして、所得税等の各更正処分を受けました。

平成20年度の税制改正において創設されたふるさと納税制度は、納税の趣旨に反するような返礼品割合の高い返礼品が送付される状況から、総務大臣から「平成29年通知」が発せられ返礼品割合を3割以下とすることを求めるものでした。

本件の主な争点は、本件各返礼品に係る経済的利益の価額として一時所得の総収入金額に算入すべき金額はいくらになるのかです。

原告は、各団体評価額は、所得税法36条1項の「価額」の定義に合致しないと主張しましたが、裁判所は、次のように

判断し、原告の主張を退けています。

所得税法36条1項及び2項に規定する「価額」とは、取得時における客観的交換価値、すなわち、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合において通常成立すると認められる価額をいうものと解するのが相当である。

返礼品の調達価格は、特別な関係ないしは動機を持たない地方団体と調達事業者との間において成立した取引価格であるといえるから、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合において通常成立すると認められる価額と評価することができ、地方団体が返礼品の調達に当たって調達事業者に対して支払った金額である調達価格を返礼品に係る経済的利益の価額として一時所得の総収入金額に算入すべき金額とするのは合理的である。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2705

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて 税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

全税共の主な事業ご紹介

VIP大型総合保障制度

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 5つの補償(物損害・工事物・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます
- 個人賠償責任補償保険 日常生活における賠償事故を幅広く補償します

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拋出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談
健康相談・セカンドオピニオン手配サービス ホームセキュリティ
みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金)ほか

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F
TEL 03(5740)8331 FAX 03(5740)8333 <http://www.zenzeikyo.com/>



TAINSメールニュース No.711 2025.02.27

企画遂行性の希薄な社会保険労務士の業務による損失は損益通算できない!

(令05-06-16 非公開裁決 棄却 FO-1-1640)

社会保険労務士である請求人は、勤務先3社からの給与収入があり、相談業務(本件業務)にも従事していました。請求人が、本件業務に係る事業所得の損失を他の所得と損益通算して確定申告をしたところ、原処分庁からその所得は雑所得に該当し、損益通算できないなどとして所得税等の各更正処分等を受けました。

請求人は、本件業務は自己の計算と危険において独立して営んでいるなどと主張しましたが、審判所は、次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

本件業務について多額の必要経費が発生し、多額の損失の金額が5年間継続していたにもかかわらず、請求人は、本件業務に係る売上先が分かる書類や営業活動の内容を詳細に示す資料を作成していないことから、本件業務に係る

損失を改善する手段を講じていたということではできず、企画遂行性は希薄である。

本件業務は、営利性は乏しく、企画遂行性は希薄であり、請求人が本件業務に費やした精神的及び肉体的労力の程度は、必ずしも大きいものではないことに加え、請求人が生活の資としているのは本件業務による収入ではなく、本件業務には相当程度の期間安定した収益を得られる可能性が存するともいえる。

以上の点を総合考慮すると、本件業務が自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務ということではできないから、雑所得に該当する。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 FO-1-1640

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.712 2025.03.06

「居住者」該当性／生活の本拠は国内かシンガポールか!

(令05-04-12 東京地裁 一部取消し・確定 Z888-2632)

本件は、原告が所得税法2条1項3号所定の居住者に該当するか否かを争点とする事案です。原告は、DM事業等を経営するA社の元代表者で、当時、生計を一にする親族はいませんでした。東京地裁は、住所すなわち生活の本拠について、その者の所在(滞在日数及び住居)や職業等を総合的に考慮し、平成25年及び平成26年は居住者に該当するが、平成27年は居住者に該当しないと判断して、処分の一部を取り消しました。

原告が国内で使用していた物件は、家具等が充実していたとはいえませんが、継続的な生活を送るための住居といえるだけの実体が最低限あったことは否定し難い。平成25年及び平成26年の国内とシンガポールの滞在日数を比較

すると、国内の方が2.5倍以上と大きく上回っている。そのため、原告の所在の観点からは、生活の本拠たる実体は、国内の物件にあったことが強く推認される。

平成27年においては、シンガポールでのB社のワイン事業が軌道に乗り始め、シンガポールに滞在する必要性が高まったこともあり、滞在日数は、国内が177日、シンガポールが163日(ワイン事業の従事日数は115日)であった。

職業の観点については、それに係る活動をするに当たり、当該国に滞在する必要性がどの程度であったかということを中心に考慮すべきものと解される。そのため、職業の観点からしても、生活の本拠たる実体は、シンガポール物件にあったとみるのが相当である。したがって、平成27年は居住者に該当しない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2632

(税法データベース編集室：市野瀬 茜子)

税理士顧問料等の集金は報酬自動支払制度にお任せください。

関与先様の集金は My 集金 NET

インボイス制度 対応

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

少ない件数からの利用をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型

請求・集金に関する業務負担軽減をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

集金業務でお悩みの方、関与先様をご紹介ください。

資料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NET のお問い合わせは

03-3345-0890

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

詳しい制度内容は、ホームページから!

報酬自動支払制度 検索



東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
https://www.tozeikyoo.or.jp

東京税理士協同組合 事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス
資料請求はこちらから





TAINSメールニュース No.713 2025.03.13

通達評価額と売却価格等との著しい乖離があっても特別の事情は無い!

(令03-04-26 非公開裁決 棄却 F0-3-774)

納税者が、相続により取得した不動産を売却し、その売却価格が時価であるとして相続税の申告を行ったところ、当該不動産は評価通達に定める方法によって評価すべきであるとして、原処分庁から相続税の更正処分等を受けた事案です。

審判所は、以下のとおり、納税者の請求を棄却しました。

請求人は、本件建物は、著しく老朽化し、賃貸経営として採算が見込めないことから、入居者を立ち退かせた上で取壊しが必要な状況であり、資産価値がなかった旨主張するが、本件建物に資産価値がないとはいえず、経年減点補正率によることができないような損耗が生じていると認めることはできない。

本件不動産の売却に係る契約は一定の条件が付加された上で締結された契約といえるから、本件売却価格が、客観的交換価値(時価)であるとまで認めることは困難である。

評価通達の定める評価方法が一般的な合理性を有するものであり、相続財産について、評価通達の定める評価方法によって算出した額が不動産鑑定評価基準に則って鑑定した額を上回る場合であっても、それはいずれも合理性を有する異なる評価基準を用いて算出した結果が異なるものであることを意味しているにすぎず、直ちに評価通達の定める評価方式によって時価を適切に算定することができない特別の事情があることを推認させるものではない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-3-774

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.714 2025.03.27

障害者控除の適用の可否～身体障害者手帳を受けていなかった年分はNG!

(令06-02-27 千葉地裁 棄却・確定 Z888-2714)

この事案では、原告の令和元年分及び令和2年分の確定申告で、障害者控除の適用ができるか否かが争われました。当時、原告は、身体障害者手帳の交付を受けていませんでしたが、「特定医療費(難病指定)受給者証」の交付を受けていたことから、実質的に解釈すると「障害者」に該当するとして、障害者控除の適用を認めるべきであると主張しました。これに対して、裁判所では、次のとおり判断して、原告は、障害者控除の適用を受けることはできないとしました。

障害者控除の適用の対象となる「障害者」の定義規定に関する改正経緯に加え、租税の確定及び執行においては画一的な処理が求められていることからすると、居住者が所得税法施行令10条1項各号に規定する「障害者」に当たるか

否かについては、その文言どおりに形式的に判断される必要があって、実質的な面からの解釈は許されないものというべきである。

原告は、平成27年、千葉県知事から、指定難病に該当するとして特定医療費の支給決定がされて「特定医療費(指定難病)受給者証」の交付を受けており、各確定申告時も同受給者証の交付を受けていたが、身体障害者手帳の交付を受けたのは令和4年であって、各確定申告時の令和元年及び令和2年の各12月31日の現況において、身体障害者手帳の交付を受けていなかったから、原告は、所得税法10条1項3号に規定する障害者に該当するものではなく、その他、同項に規定する者にも該当しない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2714

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務に関する専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 <https://zeirishi-hoken.co.jp>



TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel などが必要になります。



各種申請書
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ・正高年齢者雇用...

- ・2時間で分かる決算書の見方
- ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
- ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
- ・これだけは知っておきたい改正高年齢者雇用安定法



ビジネスサポート
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

ダウンロードランキング

- 1位 ◆株主総会議事録（定款変更を必要とする場合・Aの場合）
（特例有限会社・本店移転）(R02.10)
- 2位 ◆一般労働者用モデル労働条件通知書
（常用、有期雇用型）(R06.02)
- 3位 ◆コンサルティング業務委託契約書
- 4位 ◆配当金計算書
- 5位 ◆短時間労働者用モデル労働条件通知書
（常用、有期雇用型）(R06.02)
- 6位 ◆事務所賃貸借契約書（借主側）
「インボイス関連対応例記載」(R05.10)
- 7位 ◆委任契約書（汎用モデル）
- 8位 ◆秘密保持契約書
- 9位 ◆給与明細書
- 10位 ◆技術コンサルティング業務委託契約書（委任者側）

2025.3.31現在

判例を読み解く TAINS 講座



TAINS 研修
TAINS MOVIE
(30分研修動画)

研修サイト「TAINS MOVIE」に下記のとおり新シリーズ「判例を読み解くTAINS講座」を掲載いたしました。

ログイン後、右上部の「研修サイト」をクリックするとサイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。

また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。

本シリーズはいずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

1	売主は非居住者か否か 不動産売買と源泉徴収義務	2022年4月公開 講師：税理士 菅野真美（東京税理士会）
2	税理士による調査拒否が注意義務違反に ～損害賠償金額は3億円超～	2022年5月公開 講師：税理士 梅野智子（南九州税理士会）
3	節税目的で取得した不動産に総則6項を適用 ～適用が認められる「特別の事情」とは～	2022年7月公開 講師：税理士 額田朋子（近畿税理士会）
4	土地売買契約後に相続が開始した場合の財産評価 ～合意解除は相続税に影響するのか～	2022年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫（近畿税理士会）
5	ユニバーサルミュージック事件 ～同族会社の行為計算の否認規定～	2022年9月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
6	株式と貸付金が同時に法人へ遺贈された場合の非上場株式の評価 ～貸付金債務は負債計上すべきか～	2022年10月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
7	【移転価格税制】独立企業間価格算定における残余利益の分割方法の適否 ～日本ガイシ事件～	2022年11月公開 講師：税理士 筏井陽子（北陸税理士会）
8	土地使用貸借契約が成立した後の不動産所得（駐車場収入）の帰属 ～使用貸借が節税策として利用された事案～	2022年12月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
9	上場株式等の譲渡損失の損益通算・繰越控除と確定申告	2023年1月公開 講師：税理士 菅野真美（東京税理士会）
10	不動産所得の必要経費 同族会社へ支払った業務委託料	2023年2月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
11	ポイント交換に伴って受けた金員が消費税の不課税とされた事例 ～消費税法上の「対価」の該当性～	2023年3月公開 講師：税理士 梅野智子（南九州税理士会）
12	土壤汚染地の評価について	2023年4月公開 講師：税理士 毛利修平（四国税理士会）
13	建具等の減価償却資産の区分 ～ユニットバスは建物か、器具備品か～	2023年5月公開 講師：税理士 鈴木涼介（東京税理士会）
14	「1人飲み」交際費計上と重加算税 ～事実の仮装隠ぺいと認定された事案～	2023年6月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
15	興銀事件から考える ～貸倒損失の認定において社会通念基準は有効か？～	2023年7月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
16	代理人の顕名がない贈与契約書の有効性 ～生命保険契約の保険料を誰が負担したのか～	2023年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫（近畿税理士会）
17	役員給与の不当に高額な部分の金額 ～実質基準が争点となった事例～	2023年9月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
18	給与所得を有する医師の洋画制作販売から生じた損失 ～「事業」の該当性が争点となった事例～	2023年10月公開 講師：税理士 筏井陽子（北陸税理士会）
19	【小規模宅地等の特例】成年後見人が事業の用に供していた土地は特定事業用宅地等に該当するか？～生計一要件の該当性～	2023年11月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
20	3棟の貸家が存する敷地の評価 ～評価単位と共用施設の取扱い～	2023年12月公開 講師：税理士 永井智子（千葉県税理士会）
21	みなし譲渡課税 ～取引相場のない株式の時価～	2024年1月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
22	宗教法人の営むペット葬祭業は収益事業か ～公益法人等の収益事業該当性～	2024年2月公開 講師：税理士 堀尾博樹（名古屋税理士会）
23	工場で製造に使用されている冷蔵庫等の資産区分 ～パン工場の冷蔵庫は器具備品か～	2024年3月公開 講師：税理士 望月重樹（東海税理士会）
24	建築士等の無資格者に支払った報酬の源泉徴収義務	2024年4月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
25	「事前確定届出給与の要件 ～過去の職務執行の対価か～ 更正処分をすべて取り消した裁決」	2024年5月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
26	固定資産税の戦い方と課題（建物編）	2024年6月公開 講師：弁護士 三木義一
27	相続税における債務免除控除と所得税における債務免除益課税	2024年7月公開 講師：弁護士 三木義一
28	土地建物一括譲渡の場合の対価の区分 ～売買契約書における区分は「合理的」といえるか～	2024年8月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
29	少額減価償却資産の取得価額の損金算入（一時償却）の可否 ～判定単位と金額基準～	2024年9月公開 講師：税理士 柳沢 徹（東京税理士会）
30	交際費と福利厚生費 ～専ら従業員等の慰安のために行われた「感謝の集い」～	2024年10月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
31	最高裁令和4年判決後、非上場株式について 総則6項の適用を判断した事例	2024年11月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
32	消費税の役務提供の内外判定 ～ツアー客向け商品販売を行う輸出品販売場（免税店）が受ける役務の提供～	2024年12月公開 講師：税理士 平井義一（東京税理士会）
33	青色事業専従者給与の適正額とは？ ～内科医の配偶者が看護師である事例～	2025年1月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
34	就労継続支援B型の工賃について、仕入税額控除の可否が初めて争われた事案 ～消費税法2条1項8号の「対価を得て行われる」（対価性）があるか否か～	2025年2月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
35	相続財産となる不当利得返還請求権 ～被相続人の口座からの多額の現金出金～	2025年3月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
36	太陽光発電システムを事業の用に供した日 ～用途に応じた個別の事実関係で判断～	2025年4月公開 講師：税理士 佐藤善恵（近畿税理士会）

1 税法データベース収録情報一覧 2025.3.31現在

	所得税	法人税	相続税	消費税	他国税	地方税	その他	計
判決	6,425	3,478	1,629	389	817	401	886	14,025
裁決	2,442	1,783	1,329	552	248	48	1	6,403
通達	3,636	4,690	2,203	754	22	0	239	11,544
相談事例	2,024	4,501	3,192	2,478	127	2	404	12,728
その他文書	0	0	0	0	0	530	182	712
行政文書	85	207	1	25	10	0	2,310	2,638
計	14,612	14,659	8,354	4,198	1,224	981	4,022	48,050

・裁決には、非公開裁決4,029件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,587件です。

2 収録期間 2025.3.31現在

国 税	収録期間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和7年2月17日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和6年6月11日まで
その他		判決・裁決 令和6年11月12日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

3 日税連税法データベース会員数一覧

2025.3.31現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,425	69
東京地方	657	10
千葉県	246	4
関東信越	609	10
近 畿	1,279	9
北海道	231	2
東 北	346	6
名古屋	483	8
東 海	389	8
北 陸	198	5
中 国	338	9
四 国	194	2
九州北部	342	7
南九州	266	7
沖 縄	74	0
小 計	8,077	156
そ の 他	252	
合 計	8,485	

TAINS 研修会のお知らせ

研修会のお知らせは決定次第、TAINS ホームページの「お知らせ」にてご案内いたします。



TAINS 2025年春号

- 発行日／2025年4月15日 (VOL.31 通巻第242号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org



より使いやすく、サービスも充実して TAINS はパワーアップしました!!



TAINS（税理士情報ネットワークシステム）は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されていきます。税務に関する判決、裁決通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。

TAINS は今回のリニューアルでさらに使いやすく進化しました。新しくなった検索画面で、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。ぜひ TAINS にアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。

リニューアルして、使いやすい検索機能 便利な横断検索もできます



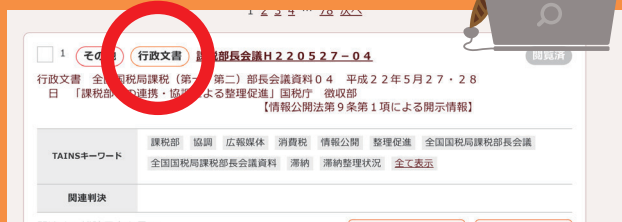
TAINS で検索を行うと国税庁・国税不服審判所のホームページと、関連する税務雑誌目次・他社データベース内の情報も同時に検索！効率的に情報収集が可能です。

オンデマンド研修が無料で受講できる 30分研修動画で旬の判例・裁決を解説



受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

TAINS だけで見られる 行政文書や非公開裁決を掲載



情報公開法による開示情報として取得した課税庁の内部資料や税理士会会員相談室への相談事例などの実務に役立つ情報に素早くアクセスできます。

TAINS なら、日本法令の Japptic 書式集が利用できます



日本法令の Japptic 書式集が使い放題！株主総会議事録や、各種契約書・内容証明のひな形など、日本法令が提供する業務に役立つ書式集も使い放題です。

「TAINS」で検索、ホームページから是非ご入会下さい。

■ TAINS 会員だけの研修サイト



30分研修動画では実務に役立つ判例・裁決を解説。もちろん、研修時間に算入されます。ぜひ、ご利用下さい。

■ 税理士法人にも対応

個人会員	法人会員
税理士個人の方はこちら。	税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。
月払い 2,018円(税込)	月払い 4,037円~(税込)
年払い 22,186円(税込) 月払いよりも年間2,000円お得です	年払い 44,372円~(税込) 月払いよりも年間約4,000円お得です

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216 円 (月払いの場合) → **22,186 円** (年払いの場合)

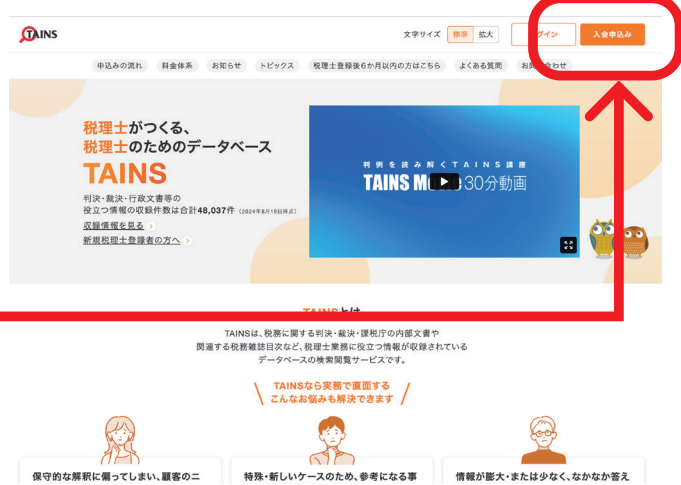
お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

入会 申 込 書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士(法人)登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。

※消費税の会計処理は次の通りです。個人会員・月払い〔会費1,000円(不課税)、利用料926円(税別)〕/個人会員・年払い〔会費12,000円(不課税)、利用料9,260円(税別)〕/法人会員・月払い〔会費2,000円(不課税)、利用料1,852円(税別)〕/法人会員・年払い〔会費24,000円(不課税)、利用料18,520円(税別)〕



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
<https://www.tains.org>
Mail:info@tains.or.jp



いつの時代も変わらない 助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための

相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。

下記制度へのご加入を賜りますよう、

心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

税理士
団体保障

職員も個人で加入できる
団体定期保険

団体介護保障

要介護2以上で
介護一時金支給

おしどり保障

税理士とその配偶者が
加入できる団体定期保険

個人年金

月々1万円から積立を
始められる年金保険

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

